

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

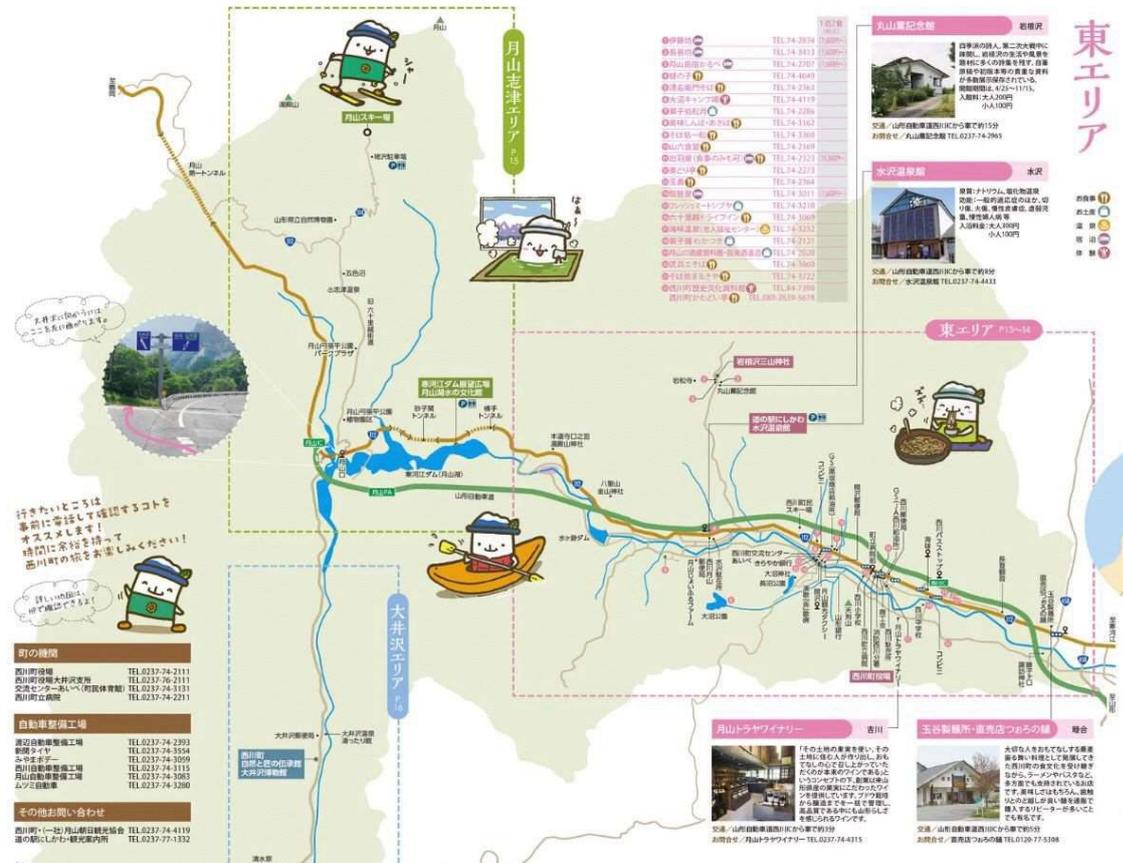
(地形)

西川町は山形県のほぼ中央部、山形市の西方32kmに位置し、東南に寒河江市と隣接するほか、磐梯朝日国立公園の朝日連峰や月山とその支脈に囲まれ、東西24km、南北33kmにわたる総面積393.19km²という県内第5位の行政区域であるが、総面積の92%が国有林をはじめとする山林原野で占められている。平地は、町を流れる寒河江川沿いとその支流にわずかに広がっているのみで、令和4年度の固定資産概要調書による可住地面積は12.51km²(3.2%)に過ぎず、標高145mから700mまでを生活の場としている。

(交通)

町内にはインターチェンジが2箇所あり、町民の行動範囲の拡大や生活の利便性向上が図られている。基幹道路である国道112号線が町の中央を東西に走り、内陸と庄内を結ぶ交通の要となっており、町内の道路網はこの国道を基点に県道及び町道が肋骨上に走っている。県道・町道の整備は進み、生活道路としての整備はほぼ終了している状況にある。冬期間の早朝除雪体制もほぼ完全に確保されており、現在の除雪延長は160.4kmとなっている。

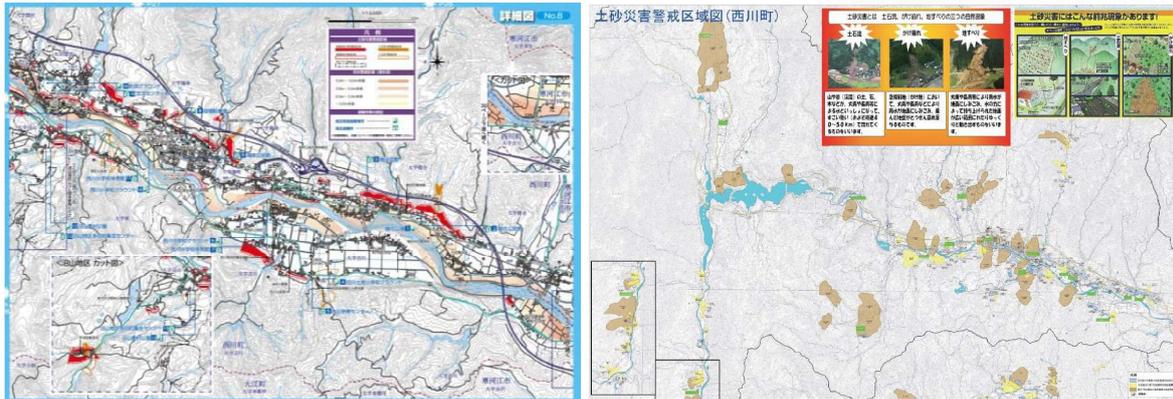
(西川町全体マップ)



【洪水・土砂災害：ハザードマップ】

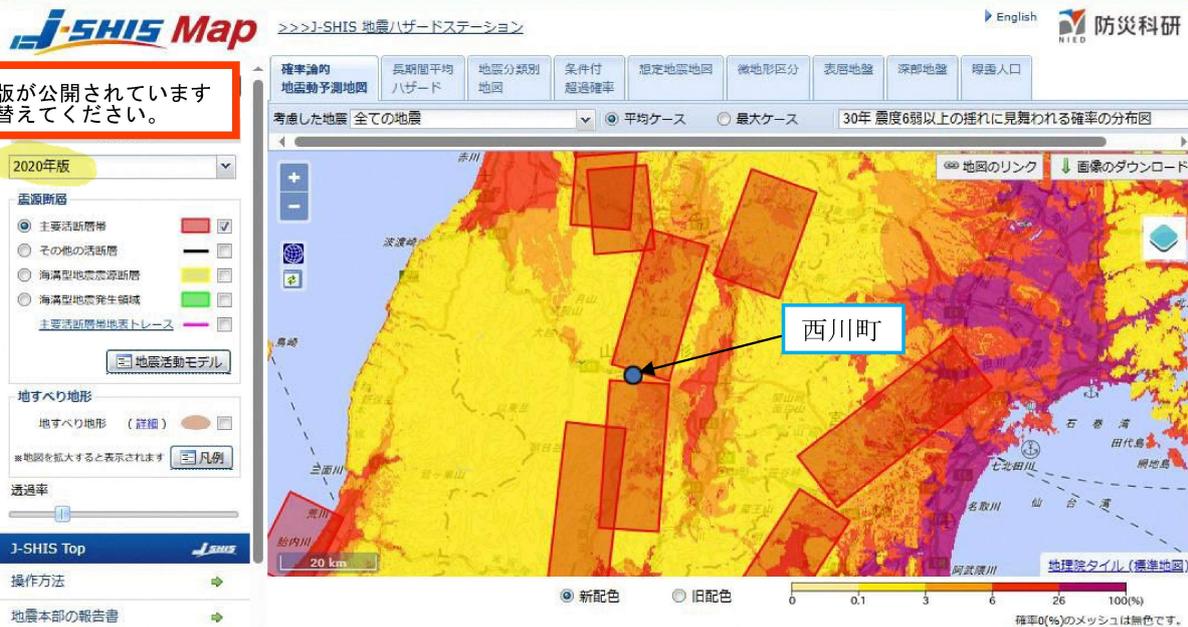
国土交通省のハザードマップポータルサイトによると、洪水、内水、高潮、土砂災害、津波による被害の危険性が想定される場所にはなっていない。

西川町地域防災計画では、本町で特に注意しなければならないのは梅雨末期から夏期にかけての集中豪雨としており、特に山地及び傾斜地の多い山間部では、融雪及び豪雨に伴う豪雨・土砂災害に注意しなければならない。



【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間のうち震度6弱以上の地震が発生する確率は3%、震度5強以上の地震が発生する確率は26%とされている。



【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

本町においては西川町立病院が唯一の医療機関であり、今後の医療体制の維持継続に向けて令和6年3月に西川町立病院経営強化プランを策定した。

【過去の被害状況】

本町の市街地や宅地は寒河江川とその支流沿いに発達してきた。このため大雨や雪解けによる水害等を受けやすい。近年では令和2年7月の豪雨により町内各地で土砂災害が発生。大井沢、姥沢、志津、間沢地区が一時孤立した。一時84世帯187人が避難。住宅の一部破損が1戸、床下浸水が3戸の住宅被害と、土木施設、農林施設に多数の被害が発生したが人的被害はなかった。

また、当町は山間地帯と平坦地帯で著しい気象の差があり、冬季は寒気が激しく山間部の志津・大井沢では3～6mの豪雪となるため、雪害による被害も発生している。

(2) 商工業者の状況

- ・管内商工業者数 251者
- ・小規模事業者数 215者

県連さんにお送りしているR3センサス結果表を参照してください。

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	小売業・卸売業	63	46	町内に広く分布している
	宿泊・飲食業	48	44	宿泊業は山地が多い 飲食業は国道112号沿いが多い
	サービス業	46	36	町内に広く分布している
	製造業	29	27	町内各地に点在している
	建設業・林業	35	26	町内に広く分布している
	その他	30	15	町内に広く分布している
		251	215	

※統計名：令和3年経済センサス-活動調査より

(3) これまでの取組

① 当町の取組

- ・西川町地域防災計画、西川町国土強靱化地域計画の策定
- ・西川町防災ハザードマップの作成
- ・西川町HPに「地域災害への心構えについて」掲載
- ・全戸配布タブレット「つながるくん」による防災情報発信
- ・西川町防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時避難所運営マニュアルの作成
- ・自主防災組織活動マニュアルの作成
- ・防災行政無線の設置
- ・西川町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

② 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策等の周知
- ・やまがた県共済や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」等取扱損害保険会社と連携した損害保険等への加入促進
- ・商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握

山形県火災共済協同組合？

II 課題

当町における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 事業者BCPの啓発不足

- ・管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者は、製造業者と飲食業者のごく一部でありいずれも法人企業に限られている。小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。
- ・本町における事業者BCP策定状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。
- ・普及・啓発活動についても、町・商工会の連携による取組がなされていない状況であり、更なる推進のためには連携による取組強化の必要性が高まっている。

(2) 策定支援のスキル不足

職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携による知識・ノウハウの習得が必要である。

(3) 町と商工団体の応急対策の連携体制が未整備

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うことになっているが、連携・協力体制が具体化されていない。

(4) 新型コロナウイルス対策の行動計画の周知不足

地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

西川町地域防災計画等に基づき、小規模事業者等に対する大規模自然災害等に備えた事前防災や、事後のいち早い復旧等の対策について、町・商工会が一つになって取組む。特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害や感染症が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、次の取組を行う。

(1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を継続的に周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2) 職員の策定支援スキルの向上

災害発生後、速やかな復興支援が行えるよう、山形県商工会連合会等が主催する職員向け研修会を活用して職員の支援スキルを向上させるとともに、支援マニュアルを策定する。

(3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

速やかな応急対策や復興支援策、域内における感染症発生時には迅速に拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、発災時における連絡体制を円滑に行うため、当町、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

(4) 新型コロナウイルス対策・施策の周知並びに支援

「西川町新型インフルエンザ等対策行動計画」の周知を徹底する。また地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を平時から周知徹底する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と西川町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当町の地域防災計画等との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

〔巡回・窓口指導及び広報等による普及啓発〕

- ・経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業者の立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知するとともに、感染症の拡大が事業に与える影響（従業員不足、売上減少、固定費負担増加等）を軽減するための対策や今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者に対し、「山形県版BCPモデル」を支援ツールとして活用し、事業者BCP（簡易的計画含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・町広報、商工会ホームページ、商工会公式LINE等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業所BCP策定に取組む事例等の紹介を行う。

〔職員の支援スキルの向上〕

- ・事業継続計画の策定支援に必要となる知識を全国商工会連合会が提供する「経営指導員WEB研修」を受講することで習得する。
- ・損保会社等と連携し、職員向けの勉強会を通して経営指導員等が損害保険や共済などの内容を習熟させ、計画実施支援に必要となる知識、スキルを習得する。

〔リスク管理のチェックとリスク軽減策の提案〕

- ・会員巡回において、経営リスクの現状把握と現状の備えについてヒアリングやチェックシートなどを用いて認知度を高めていく。
- ・全国商工会連合会作成の「リスク管理チェックシート」を活用し、マンパワー不足の小規模事業者が多岐にわたる経営リスクを簡易的に把握し、事業者自身が事業環境の変化に対応しながらリスク軽減への取組を行えるよう提案する。
- ・備えができていないリスク軽減のために必要となる損害保険等の紹介や見直しに係る相談を実施する。



(リスク管理チェックシート)

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・西川町商工会事業継続計画を令和8年度中に作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・職員を対象とした関係団体や損保会社等が開催する研修会に参加し、リスクマネジメントや小規模事業者向けBCP策定などの支援スキルを習得する。
- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、管内事業者に対して普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行い、結果を基にフォローアップを行う。
- ・当会及び当町で適宜、電話やメール等で支援情報等を共有するほか、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

〔安否確認の対象と目安時間〕

- ・安否確認の際は、「本人・家族の被災状況」「近隣の家屋被害や道路状況などの大まかな被害状況」「業務従事の可否」について可能な限り情報を収集する。

団体名	対象と目安時間
西川町かせぐ課	○職員：発生後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
西川町商工会	○職員：発生後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認 ○三役：3時間以内に携帯電話にて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

〔被害状況のデータベース化〕

- ・「商工会災害状況報告システム」を活用し、被害状況を随時データベース化し共有する。
※商工会災害状況報告システム主な入力項目
事業者名、地区、人的被害状況（経営者・家族・従業員の安否）、物的被害状況（店舗工場、商品・製品、設備・備品等の状況）、被害額、状況写真、他（必要な物資、要望等）
- ・出勤不可能となることも予想されるため、入力手順、パスワードは当会職員で共有する。

〔安否確認結果の連絡窓口〕

団体名	連絡窓口		報告先
	第1順位	第2順位	
西川町かせぐ課	課長	係長	災害対策本部
西川町商工会	事務局長	商工振興課長	山形県商工会連合会

【感染症への対応】

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、西川町新型インフルエンザ等対策行動計画における西川町新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、町かせぐ課長と当会事務局長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。 但し、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後の出勤とする。

【被害規模の目安と応急対応の内容】

被害規模	被害の状況	応急対応の内容
大規模な被害がある	1. 地区内の 10 %程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない。若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握 ③支援施策の立案、実行
被害がある	1. 地区内の 1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 0.1 %程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①応急相談 窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害がない	1. 目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等共有間隔】

期 間	情報共有の間隔
発災～1 週間以内	1 日に 3 回（9 時、12 時、16 時）共有する
2 週間以内	1 日に 2 回（11 時、16 時）共有する
1 ヶ月以内	1 日に 1 回（16 時）共有する
1 ヶ月超	新たに被害情報を把握した際に共有する

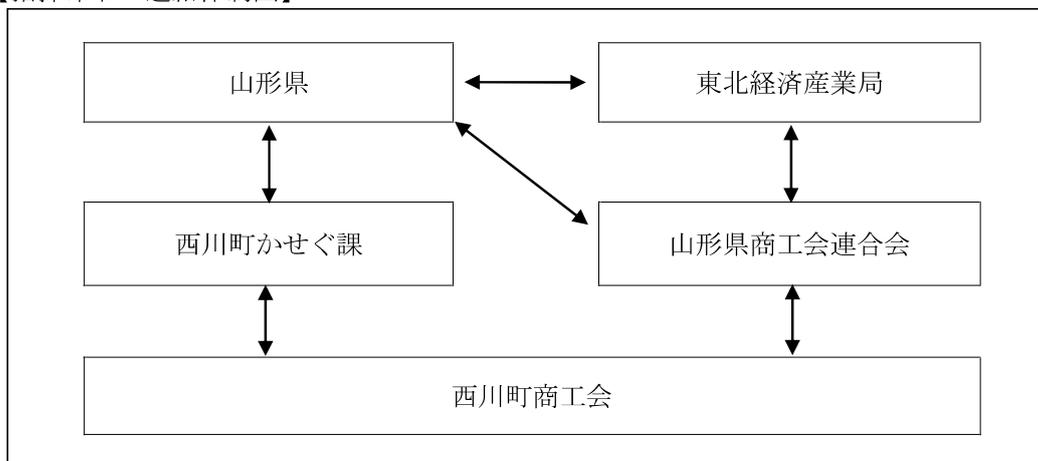
【感染症に係る対策】

当町で取りまとめた「西川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築するとともに、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 2) 当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 3) 当会と当町が共有した情報を、山形県の指定する方法にて当会又は当町より山形県へ報告する。
- 4) 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を山形県の指定する方法にて当会又は当町より山形県へ報告する。

【指揮命令・連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 特別相談窓口の開設

- ・ 当会は、町と協議のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を開設する。
- ・ 国や県、山形県商工会連合会からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置する。
- ・ 感染症の場合においても、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 地域内小規模事業者等の被害状況確認

- ・ 災害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。
- ・ 安全確認後の巡回訪問による聞き取りにあたっては、商工会災害状況報告システムへの報告項目を参考に、被害項目等を予め記載したヒアリングシートを作成し、迅速な被害状況の把握に努める。

【時間経過とともに必要となる被害調査等】

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～ 2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災地区の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り

2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状況、風評 等)	地域内小規模事業者を対 象に巡回訪問による聞き 取り
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手続き 等)	地域内小規模事業者を対 象に巡回訪問・窓口相談 による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・町等の施策)について、相談窓口をはじめとして、巡回、電話、会報、ホームページ等、可能な限りのあらゆるツールにより小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

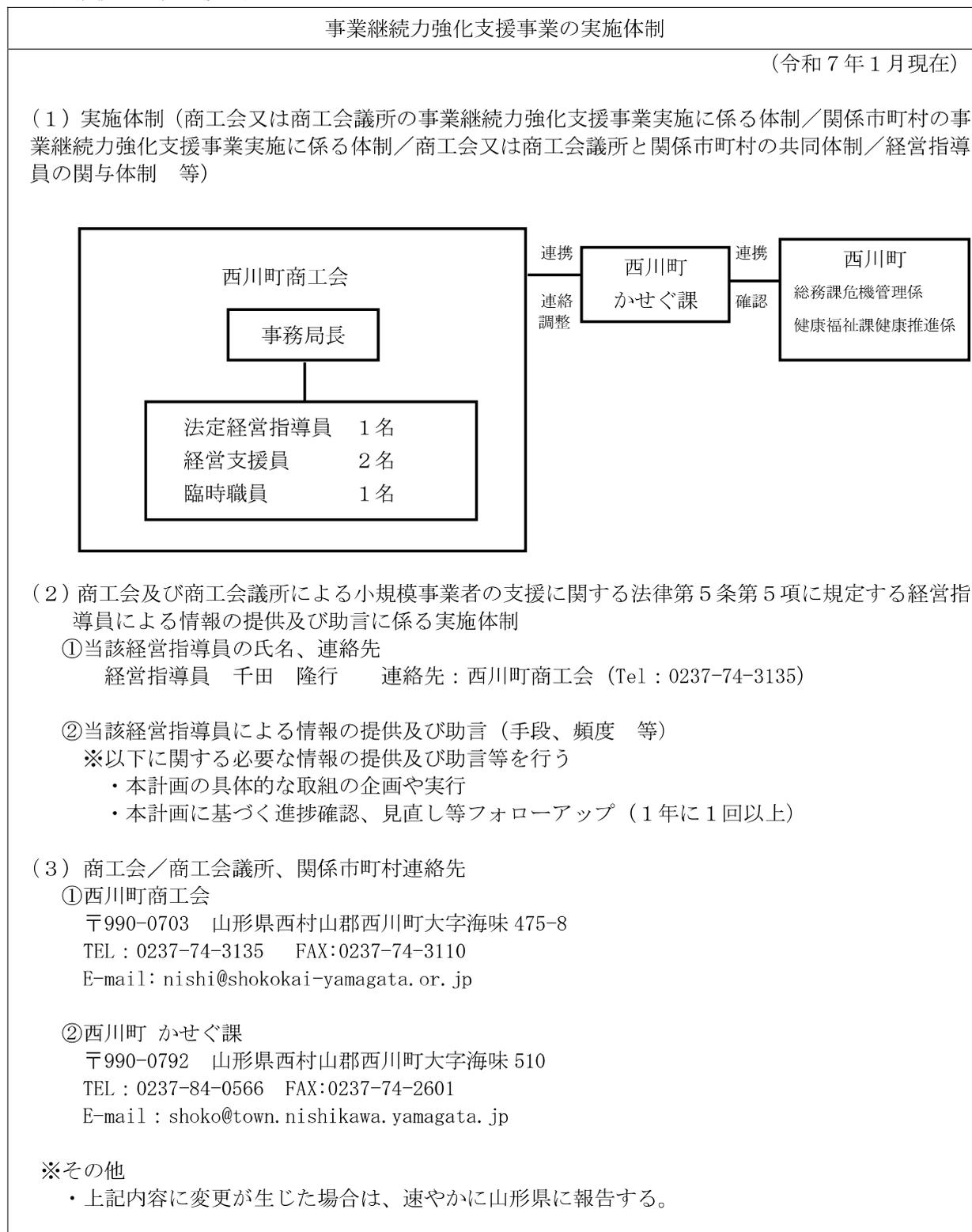
- 1) 山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
1. 専門家派遣費	100	100	100	100	150
2. セミナー等開催費	100	100	100	100	150
3. パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
4. 防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

